

# 子育て多子世帯に 幼児2人同乗用電動自転車を

貸し出し

子育て多子世帯への外出機会の提供や社会参加による育児不安の解消、経済的な負担軽減を目的に、幼児2人同乗用(3人乗り)自転車を貸し出します。

貸し出しに当たっては、自転車安全運転講習会を実施します。自転車に関する基本的な交通ルールや安全な利用方法についての講習、試走などを行います。



- ※** 申請時に次の要件を全て満たす方
- ①申請者が16歳以上で、1歳(2月に1歳を迎える場合も可)～5歳の子どもを2人以上養育している
- ②申請者と子どもが市内に居住している
- ③雨が当たらない場所などで自転車を適正に保管できる
- ④市税と認可保育園の保育料を滞納していない
- ⑤子どもの乗車用ヘルメットを準備できる
- ⑥3月22日(金)か24日(日)に実施する同講習会に参加できる



- 台数** 50台(抽選)
- 利用期間** 12か月以内(1か月単位)
- 費** 無料(自転車の点検・整備・修理費用と自転車返却時の赤色TSマーク貼付費用は利用者負担)



利用を待つ電動自転車

- ※** 子育て支援課、健康づくり推進課、各子育て支援センター、市内保育園・幼稚園、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福祉会館にある事業実施要綱や利用規約を読み、申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、講習会の希望届を添えて2月1日～15日に〒252-1192市役所子育て支援課へ郵送か直接(消印有効。1世帯1通のみ)

☎子育て支援課 ☎70・5664



以前の講習会の様子



# 登録申請を受け付け 市小規模工事等受注希望者

市が発注する公共施設の小規模工事などの受注機会拡大と地域経済の活性化のため、31・32年度市小規模工事等受注希望者登録の申請を受け付けます。

■**登録認定期間** 4月1日～33年3月31日

■**※** 次の要件を全て満たす方

- ①市内に住所と事業所がある個人か市内に本店がある法人
- ②市入札参加資格者名簿登載者でない
- ③登録希望業種で1年以上の業務実績がある
- ④地方自治法施行令第167条の4に定める欠格事項に該当しない
- ⑤国税、地方税などの滞納がない
- ⑥市暴力団排除条例第2条第2～5号に定める暴力団などに該当しない

■**対象業種・種目**

**工事・修繕**①土木関係(側溝、路面、整地)②建築関係(建築物)③外構関係(スロープ、フェンス、ポール、看板、掲示板)④内装関係[建具(サッシ、ふすま、扉など)、ガラス交換、畳替え、天井、壁、床(クロス貼りなど)]⑤外装関係[屋根、壁(防水、左官、板金、塗装など)]⑥設備関係(電気設備、給排水衛生設備、空調設備)⑦造園関係(公園遊具、公園施設)⑧その他(①～⑦以外の工事、修繕)

**委託**①樹木管理関係(植栽、剪定、伐採、除草)②その他(①以外の委託)

■**※** 管財契約課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)に記入し、2月1日～28日に同課へ直接 ☎同課 ☎70・5642



地域のさまざまな魅力を発信

# まちかど特派員

募集

広報まちかど特派員は、広報あやせや市ホームページで配信しているネットニュースなどの記事取材する市民記者です。1年をとおして取材活動をするほか、写真撮影や広報活動にまつわる研修、市内のさまざまな魅力を発信するための写真展なども実施しています。

カメラでの写真撮影や文章に自信がなくても心配は要りません。一緒に地域の情報を発信してみませんか。

▶**期間** 4月から1年間 ▶**内容** 記事の提供(写真と原稿)と年3回の会議など ▶**※** デジタルカメラで取材ができる市内在住・在勤・在学の方(中学生以下を除く) ▶**定** 10人以内(選考) ▶**※** 秘書広報課にある応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、3月1日までに同課 MAIL wm.705606@city.ayase.kanagawa.jp、FAX 77・8477、☎70・5606か直接

<取材希望は連絡を>

地域での活動の様子などについて、同特派員への取材を希望する方は、同課へ連絡してください(取材できない場合があります)。

☎同課



まちかど特派員の皆さん



まちかど特派員写真展